

第八十四回国会 社会労働委員会 議院 議 録 第十六号

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君 理事 住 榮作君

理事 竹内 繁一君 理事 羽生田 進君

理事 村山 富市君 理事 森井 忠良君

理事 大橋 敏雄君 理事 和田 耕作君

相沢 英之君 井上 裕君

石橋 一弥君 大坪健一郎君

川田 正則君 小坂徳三郎君

齊藤滋与史君 津島 雄二君

戸沢 政方君 友納 武人君

葉梨 信行君 橋本龍太郎君

山ロソヅエ君 湯川 宏君

安島 友義君 枝村 要作君

大原 亨君 川本 敏美君

栗林 三郎君 田口 一男君

矢山 有作君 草川 昭三君

古寺 宏君 西田 八郎君

浦井 洋君 田中美智子君

工藤 晃君

出席國務大臣

労働大臣 藤井 勝志君

出席政府委員

労働大臣官房審 関 英夫君

労働省労働局長 北川 俊夫君

委員外の出席者

大蔵省証券局業 務課長 金成 圭章君

厚生省医務局指 導助成課長 岸本 正裕君

厚生省薬務局生 物製剤課長 古市 圭治君

運輸省鉄道監督 局長 林 淳司君
運輸省鉄道監督 局長 中村 徹君
運輸省鉄道監督 局長 岡部 晃三君
運輸省鉄道監督 局長 田淵 孝輔君
運輸省鉄道監督 局長 河村 次郎君
運輸省鉄道監督 局長 河村 次郎君

委員の異動

四月二十日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

田中 六助君

山口 敏夫君

同日

石橋 一弥君

し、質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村山富市君。
○村山(富)委員 きょうは、労働組合法の改正案
の審議ですが、労働組合法の改正案は、中央労働
委員、地方労働委員の定数をふやすというだけの
ものでございまして、別に問題はないと思うの
ですけれども、たまたま労働組合法と重要な関連
のあるストライキがいま行われておる。いよいよ
春闘の本番を迎えて九十六時間ストライキに、公
労協を中心に私鉄も含めて入っているわけです
が、これが本当に九十六時間ぶち抜かれますと相
当大きな影響を及ぼしてくると思うのです。こ
ういう事態に対処して労働大臣はどういう姿勢で臨
んでおられるのか、まず、その見解を聞きたいと思
うのです。

のよう考えておるわけでございます。
○村山(富)委員 私は先般この委員会で大に質
問したのですけれども、現状の場面を見ますと、
公労協は、まだ自主交渉の段階だ、だから自主交
渉をやろうじゃないか、こう言っているわけ
でしょう。ところが相手方、当局の方は、逆に公労
委に調停の申請をしている、こういう状況ですね。
ことしの場合には予算にはつきりと五%と二・
二%、七・二%を計上しておるわけですね。財源措
置をしておるわけですね。したがって当事者は、予
算措置をしてある範囲内で当事者能力はあるので
はないか、その限度内で。それに三・八%という
回答を出して、そして有額回答した、こう言っ
て済ましておる。これは、先般も民社党の和田先生
からも御質問があつておりましたように、逆に、
組合の方を逆なでしておるのではないかと。なぜ、
もつと誠意ある回答を出さないのかということが
問題であると私は思うのです。

四月二十一日
戦時災害援護法案(片山甚市君外四名提出、参法
第九号)(予)
は本委員会に付託された。

したがって、まず聞きたいことは、三・八%と
いう有額回答の根拠は一体何なのかということが
一つと、なぜ、もつと当事者能力を出して労使が
自主的に交渉するという努力を積み上げていかな
いのか。この二つについて、どういう見解を持
っているのか聞きたいと思うのです。

本日(の)会議に付した案件
労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三七号)(参議院送付)

○閣府委員 先生の御質問のように、公労協は
現在まだ自主交渉というのを主張しております
が、この点につきましても、公労協から公労委に
出しましたあつせん申請も、総会において、あつ
せんを行うことは適当でないという決定をいたし
まして、公労協の方に通告いたしたところでござ
います。そういう意味で、公労委は現在、公労協
に一刻も早く調停の場に乗ってもらいたい、こ
ういう要請をしている段階でございまして、こ
次に、平均三・八%の有額回答の根拠について

○木野委員長 これより会議を開きます。
労働組合法の一部を改正する法律案を議題と

次、平均三・八%の有額回答の根拠について

いう政府の方針に基づきまして、各公企体において、それぞれ民間のこし賃金の回答状況、そういったものを勘案いたしまして回答したものでございまして、私ども、その根拠をつまびらかにしておるわけではございませんが、民間のその当時の回答状況、こういったものを参考にして各公企体から回答したところだと承知しております。

○村山(憲)委員 従来の公労協関係の労使の交渉を見ておきますと、第一、予算措置もないし当事者能力が全然ないというので非常に混乱しておったわけです。今回はちゃんと予算に措置してあるわけです。これだけの財源はありますよと予算措置をしました。ですから、その限界内では当事者能力があるのではないかと。当事者能力があつて、そして労使が自主的に誠意を持って交渉し合うというところに労働組合の方で言う労使関係の正常化というのがあつて、その限界内の誠意は、やはり精いっぱい示すべきではないか、その自主交渉の努力はすべきではないかと思うのです。そこで公労協の方は、まだ自主交渉の余地がある、だから自主交渉やろうじゃないか、こう言つておるわけでしょう。それに対して労働省としてはどう思ひますか、こう言つておるわけですね。

○関政府委員 予算措置として給与改善費が五%、定昇分を加えて七・二%の予算措置が行われておりますのは、本年度だけでなく、ここ数年来ずっと行われております。その予算措置と、それから労使間で行われる賃金交渉、あるいはその結果として公労委において仲裁裁定が出されて、何%の賃上げが行われるかというものは別問題でございまして、従来は予算措置以上のものが行われることもございました。ことは、民間の非常に困難な経済情勢を反映した民間の賃金交渉の回答なり妥結の状況からいたしまして、あるいは予算措置の範囲内というふうな予想も報道機関等で数多くなされておりますが、そういう意味で、過去の例からいたしまして、七・二%の予算措置と、それから賃上げをどの程度とするかといった問題は、おのずから別個の問題、こういう

ことにならうかと思ひます。

賃上げ交渉につきまして、労使がそれぞれ、できるだけ自主的に交渉すべきであるということ、いままでもことしと変わりないわけではございます。そういうたてまえに従ひまして労使交渉が行われ、そして民間の状況を見て先日子ぎりの有額回答がなされたものというふうに私どもは考えております。

○村山(憲)委員 ことしの春闘の特色は、こういう景気変動の時代ですから、したがつて、非常に利益率の高い企業と、そうでない特定不況業種もある。そこで春闘の回答の段階が相当開いて、こういうところの特色があるわけでしょう。ですから、民間に準備するといつても、民間の春闘における賃金ベースがどの程度でおさまるのか、まだ推移を見なければわからぬところもあるかと思うのです。同時に、従来から言われておることは、仮に民間のベースが幾らであつても、当事者に対して財政的な裏づけがあるのかということが問題になつてきたわけですね。そこで今度の場合を、そういう従来の考え方から判断していきますと、そういう春闘の民間のベースアップの幅というのは、これからどう動いていくか、まだわからぬ。私鉄が一体どうなつていくか。同時に、財源的には、さつきから何回も言つておりますように、これだけの予算はありますよ、財源はありますよといつて予算措置をしてあるわけですから、その範囲内で回答することは当事者の執行権に属する範囲内ではないか。ですから、そこらのところまで回答の中で誠意を示すのは当然の話ではないか。それはどうなんですか。

○藤井国務大臣 御指摘のごとく、予算措置としてはトータル七・二%、こういう措置がございまして、先ほどから政府委員が答えておりますように、これはいわゆる原質として一応予定されたものであつて、別途、賃金交渉は、そのときの経済環境といったものを勘案して場合によつて、過去において、すでに予算措置以上に出された場合もありますし、それは同時に、逆に言

えは予算で一応目安をつけておるけれども、現在の思ひない長い不況と、それから追い打ちの円高状況、こういったことを勘案して、同時に、三・八%の有額回答をした、あの当時、まだ民間の回答の状況というものがあつておらぬ。こういったことを考え、同時にまた高度経済成長のときは全く事情が変わつておりますから、当局が一応有額回答として三・八%の回答をしたというのは、私は一応考えられる誠意の対応を示したものであるというふうに解釈をしてゐるわけでありま。私自身、労働大臣として、有額回答を早期に誠意ある回答を示してもらいたい。同時に、民間の状況を勘案して、ぎりぎりの線で考えてくれという抽象的な提案でございましてけれども、当局側には話をいたしました。それ以上、労働大臣としては金額をどうせいこうせいという立場でもないし、言うべきことではない。

こういうことで、あの結果が出たわけでありまして、出た以上は、やはり一刻も早く調停申請をしてもらつて、同時にまた事情聴取に応じてもらつて、こういうことがあつていかなければならぬ、労働協約に基づいて労使双方は事情聴取に応じて、こういうことが、すでに大前提で決まつておる。片一方の当局側は調停に任せたい、こういうことになつた以上は、また片一方の相手方が、これに応ずるといふことが当然のルールである。そして、平和的に問題を処理する、賃金紛争を処理する、こういうことに、どうしていかなかつたかというふうには私は残念に思つておるわけではございまして、その事情はひとつよく御理解いただきたい、このように思つておるわけではございまして。

○村山(憲)委員 もう時間がありませんから長く言ひませんけれども、当初から申し上げておりますように、労使関係というのは労使が自主的に誠意を持って話し合う、できるだけ紛争は回避していく、そのための努力は最大限していく、こういう立場を堅持していくことが必要なん、そういう点から考えてみますと、今度の政府当局の対処の仕方というのは、予算でこれだけ財源措置をし

てありますよというの、もうはつきりしておるわけですね。予算で措置してあるということ、これだけの財源はありますよということ、裏づけてあるわけでしょう。あとは民間の賃金がどういふ形で収拾されるかというところに問題点があるものであつて、仮に七%民間の賃金が上がった、こうした場合に、この七%の財源はちゃんとあるわけですから実行できるじゃないか、実施できるじゃないか。そういう背景がありますから、有額回答すればいいというのではないと思ひます。

有額回答する場合にも、その内容によつて誠意ははかられるのであつて、むしろ三・八%の回答、一体何の根拠でこんな回答が出たのか。むしろ逆の回答じゃないか。こんなものに誠意が見られるかと言つて怒るのはあたりまえじゃないか。ですから形式的に、有額回答しろと言つて有額回答しましたよ、誠意を見せましたよというだけではだめなん、むしろ国民生活に責任を持つ政府が、みずから積極的に誠意をもつて収拾に当たつていく、努力をするという態度が必要ではないか。いまの態度は逆ではないかというふうに思ひますから、そういう点はひとつ厳しく反省してもらいたいと思ひます。そして、いま私鉄がどうなるかわかりませんが、私鉄の収拾の仕方によつては、直ちに私鉄にリンクして公労協の関係も話し合ひができるような条件を、しっかり労使はつくつていく、こういうことが労働省内部では仕事ではないかというふうに私は思ひますから、そういう決意で、この春闘に対処していただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○木野委員長 次に、川本徹美君。
○川本委員 ただいま村山委員から春闘の問題についてお話がありました。いよいよ、きょう午前零時から七八春闘の決戦段階を迎えて労使が激突をしておるわけです。この及ぼすところ、国民生活に及ぼすところの影響は、やはりまことに甚大なものがある。ところが、私どもが新聞とかテレビ等でいろいろ、この経過を見ておりますと、一

体政府は何をしておるのか。このストライキを早期に解決をして、そして国民生活を守り、あるいは、いまお話があった不況克服をしていく、そういうことを真剣に政府が考えておるのかどうかというところについては私は大きく疑問を持たざるを得ないと思うわけです。

きのうの朝日新聞の朝刊を見ますと「私鉄スト政治色が前面に」ということで、総連は政府介入に硬化しておる、こういう記事が大きく出ております。その内容を読みますと、いわゆる公労協の賃上げを五%以下に抑えていくためには、私鉄が第二次回答で九千円台に乗せることは困る、こういうようなことを考えた政府の道正官房副長官、それに福永運輸相や運輸官僚らの交渉に対する強い姿勢が反映して、八千八百円という数字が私鉄から出されたのだ。事実「二十日夜の社長会のあと、運輸省と民営鉄道協会幹部らの接触で「九千円台」の話は消えたいらしい。」七月の国鉄に続き、秋には運賃を値上げしたい私鉄経営者は、政府の意向を配慮せざるを得ない」情勢にある。こういうことがこの新聞の中で報道されておるわけです。

そういう観点から見ると、いわゆる公労協の賃上げをどのように抑えていくのかというために、あるいは私は、もうこんなことで七%成長というのはとてもできないと思うのですが、しかし、そういう状態の中で政府が早期解決のために介入をしておるのではなくて、逆に、このストを長引かせるために、労使間の話し合いが逆にこじれるように政府が介入しておるのではないか、こういうふうにも思われる節があるわけです。その点について、まず労働大臣の御意見を聞きたいのです。

○藤井国務大臣 お立場によって、いろいろ受けとめ方が異なってくるのは人の世の常と言うとおかしいですけれども、まあやむを得ない、残念なことだと思ふのでございます。いま、きのうの新聞の情勢を踏まえて御意見をお聞かせ願ったのでありますけれども、労働省といたしましては、や

はりあくまで賃金問題は労使の自主的解決という、この鉄則を踏まえて問題に対応してまいったわけでございます。そして特に十七日、有額回答をしたというところについて、これはまさにストを誘発する回答ではないか、こういうふうな受けとめ方も私は承知いたしております。しかしこれは、今度は調停に入り、また、調停がうまくいかない場合は仲裁裁定ということになる制度のルールがあるわけでございます。これは労使それから中立委員の三者構成による、まさに公正な第三者機関での紛争解決という、これによって平和な決着をつけてもらおう、こういうことに、もうすでに労働協約において労使双方は確認しておるのだから、その線に沿うて対応してもらわなければならない。たとえ、いかに示された額が低くても、今度は低いことを堂々とその場において述べてもらう、私はそれが民主主義のルールではないか、このように思ふわけでございます。

いま、いろいろ御意見を述べられた、お立場の見解としては私は理解できます。しかし問題の運び方は、この段階に於て依然として国民の足を奪うストが行われておるということは、もうこの辺で流れが変わっていくべきではないか。私は、何とかして、この流れを変えてもらいたいというところで、労働大臣として微力ではありますが、全力を尽くしたつもりでございます。

ただ、予算に七・二%が計上されておるということをも一つの足場に、いろいろ主張されるということ、そのこと自体、私は真つ向から、けしからぬとは言いません。しかし、そういうことも第三者機関であり公正な決定をするということに制度的になつておる場において大いに述べてもらうことで、何で国民の足を奪うようなストにスケジュールどおりに入られるかということについては、私はまことに残念である、このように思ふわけであります。

○川本委員 ただいま労働大臣は、国民の足を奪うようなストに労働組合が入ることはまことに残念である、私は労働大臣として今日まで全力を尽くしてきつたつもりだという趣旨の話がありました。これに対して、果たして全力を尽くしてきたのかどうかというところについて、私も国民の立場からは疑問を持たざるを得ないと思うのです。

きょうは運輸省にもお見えいただいていると思うのですが、運輸大臣でないから、まともな答弁はいただけないとは思ふのですけれども、この新聞記事によると、いわゆる私鉄運賃の値上げを絡めて、私鉄の今度の春闘の経営者側の回答に対して運輸当局が圧力をかけた。あるいは運輸省は国鉄の今次のこのストの問題についても、いわゆる早期解決のために何ら努力をしていないのではな

いか。先ほどお話があったように三・八%というきわめて低額な有額回答に終始をして、本当に解決しようという意図が出ていない。私鉄が五・五%の回答が出れば、それに応じて国鉄の場合も三・八%がさらに五・五%の回答になつてもいいのじゃないだろうか。予算が五%しかなければ五%までの回答をしてもいいのじゃないかというふうなわれわれは思ふわけです。その点について運輸省当局は、私鉄に対して圧力をかけ、あるいは国鉄にも圧力をかけている。ストをいたすに長引かせている責任は、すべて運輸省や政府当局にあるのではないかと私は思ふわけです。その点、運輸省からまず経過の御報告を聞きたい。

○中村説明員 四月二十二日夜の経営者側回答につきまして運輸省が介入しているという事実は全くございませんで、先生御指摘の新聞報道につきましては、運輸省といたしましては全く関知してないわけでございます。運輸省といたしましては労使問題を所管しているわけではございませんで、賃金問題につきましては労使が良識を持って自主的に解決するというのを強く期待いたしておるわけでございます。

○林説明員 国鉄問題でございますけれども、これは先ほど労働大臣から御答弁がございましたように、私どももいたしましては、やはり労使の自主的な交渉というものを、まずスタートにいたしまして、労使間で円満に解決を図られるように期待しておつたわけでございます。三・八%という回答も、現情勢においては国鉄当局としては恐らく精いっぱい回答であつただろうというふうな想像しているわけでございますが、その現在の段階で、国鉄当局としましては、その交渉についてはもうこれ以上の進展は見られない、こういうことで調停申請をしているわけでございます。そういう段階に至つた以上、これは公正な第三者機関である公労委という制度があるわけでございますから、やはり早急に、その調停の場において解決を図つて、このストを早期に収拾してもらいたいということを強く期待しているわけでございます。

○川本委員 労働大臣にもう一度お聞きしたいのですが、きょうから始まりましたストは九十六時間とも言われておるわけですが、この間、ただいまお話があったような状態の中で自主交渉あるいは調停作業というふうなものが進められつつあると思うのですが、労働省は、労働大臣としては、これを拱手傍観しておるということでは、いけないのではないだろうか。先ほどのように、いわゆる訓示をたれておつたのでは、このストは解決しないのではないか。少なくとも私鉄ストを、きょうの夕方までにでも早期に解決されるために、さらに労働大臣が努力をする。あるいは交通ゼネストがもう、きょうじゅうにでも終わるような、いわゆる労使間の正しい回答、正常な姿に戻せるような前向きな姿勢を経営者側からも引き出さない限り、この問題は解決しないと思うわけです。その点について労働大臣の決意のほどを、ひとつお聞きしたい。

○藤井国務大臣 御指摘の点、私は国民が労働大臣に寄せる気持ちというのは恐らく、いま御指摘のようなことではないかと思うのです。ただ問題は、私もこの問題に取り組んで何とか方法はないものだろうか、いろいろな自分でも考えたのです

でございまして、昨年来すでに五回にわたって全国八取引所の理事長会議が開かれておりますが、この会議の場におきましても、地方取引所のあり方が議論されておりますので、大蔵省としては、その議論の推移を見守っておるということでございまして、五つの地方取引所のウェットが小さいから、これは必要がないから廃止すべきだという結論をあらかじめ持っているということではございません。

それから第二の点でございしますが、京都証券の解散を認可しましたのは、京都取引所が不必要になった、京都取引所をつぶすために認可したのではないかとの御質問かと存じますが、京都証券は、実は大阪での売買のために、京都で形式的に売買を行っている証券会社でございまして、これの存廃と京都の取引所の問題とは全く別問題であらうかと考えております。京都の取引所のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、地元企業、地元の投資家の立場を考慮して、地域において自主的に検討すべきであるというのが、われわれの立場でございまして、京都証券がなくなったことによつて京都取引所に対する大蔵省の態度が変わったということではございません。

○川本委員 重ねて聞きますが、大蔵省は証券会社に対して統一経理基準というものを示して、いわゆる証券会社の経理を統一していく、そのための勘定科目その他についての統一基準を出しておると思う。ところが、そういう統一経理基準といいますが、そういうことに名をかりて、実際は、大蔵省証券局が証券会社の予算とか決算に著しく介入をしておるといふ疑念が持たれておるわけですか。

たとえて言いますと、証券会社が賞与等の支払いをする場合にでも、事前に財務局に賞与支払い計画書なるものを提出をさせる。そして、その賞与の金額が多ければ、これでは君のところの経理内容から見えていかぬから、もっと下げよ。そして下げてまた提出をしたら、これではいけないから、また下げよと、三回ぐらい賞与支払い計画

というものを變更させられたという例があるやに私は聞いておる。そういうことのために、全国証券労働組合協議会、全証券協というのですけれども、そこが関東財務局の証券課長のところへ抗議に行つたら、たまたま机の上に中小証券会社の賞与支払い計画書なるものがあつたというふうな事実から徹しても、大蔵省が不当に介入しておるのではないかと。私はそういうようなことは即時中止すべきだと思うのですが、そういう事実はありますか。

○金成説明員 いわゆる統一経理基準と言われているのは二つございまして、一つは証券業協会において理事会決議で定めた経理基準でございしますが、これは証券会社の経理内容を的確に表示するために、証券業の業態に即した経理処理の方法を決めたものでございまして、いわば勘定科目の整理の仕方でございます。これは人件費率その他について何ら水準を示しているものではないでございます。

それからもう一つ、証券局長の通達で、証券会社の決算経理基準に関する通達がございまして、これは証券会社の決算に際し、資産の償却の仕方、あるいは引当金、準備金の積み方、配当などの社外流出の水準などについて、証券会社の投資家保護上必要とされる健全性の基準を示す意味で、一つの基準を示したものでございまして、この決算経理基準においても、人件費の水準について何か証券局が介入するといったような趣旨のものはないわけでございます。

先ほど賞与支払い計画書というお話がございましたが、現在、私どもは賞与支払い計画書というものもは徴求しておりません。私どもの考え方としては、あくまで証券行政は投資家保護の観点から、証券業務がきちんと行われるということを確認するところにあるわけでございまして、労使の問題、人件費水準の決定につきましては、これは全く労使が自主的に決定すべきものであると考えておりますし、証券局として介入したというふうなことはございません。

○川本委員 重ねて聞きますが、そうすると財務局の証券課長その他から、中小証券会社に対して、いわゆる賞与支払い計画書とか、あるいは一年間の人件費の明細書の予算とか、そういうものを提出せよということも言われて、きょう、この社労委員会で大蔵省の課長が、そんなことは介入してないと言つたから、それは絶対出さなくてもいいんだと言つて断つてもいいわけですね。

○金成説明員 証券会社は、法律によりまして営業報告書というものを提出するようになっております。したがって、証券会社の決算の内容は当局に提出されることになっておりますが、その中で、人件費について細かく資料を徴求するというようなことはいたしておりませんし、賞与支払い計画書というふうなものは徴求いたしておりません。

○川本委員 そこで、労働省にお聞きしたいのですが、今度の京都の証券株式会社の争議については、不当労働行為ということで現在、京都地労委にかかつておられますけれども、それに出ておる答弁書その他を見ても、いわゆる上部団体が団体交渉に出てくるのは違法だとどうだとかいうような、いろいろなことを言っておるわけです。私は、このような事態が起つてくる原因というのは、憲法第二十八条で定められた労働者の団結する権利あるいは団体交渉をする権利、さらに、それを受けて労働法第六条のいわゆる委任することができるといふ権利、こういうものを否定することにつながることはないかと思ひます。現在、わが

国の労働組合法とか、あるいは憲法第二十八条というものは、労働者が、その行動を通じて闘いようとしたものではなくて与えられたものだといふような形の中で、労使ともに、あるいは未成熟のところがあるかも知れない。しかし、そういう労使間のトラブルを排除して、正常な労使関係を育成、指導するために労働省があるんじゃないかと私は思つておるわけです。こういう問題について雇用にも影響するし、五十人というのはいさないうですけれども、今後、労働者としては、全国の地方

の取引所が全部閉鎖されるのではないかと、そうなる大きな問題が起つてくる、そういうような危機感を持っておるわけです。

そういう状態の中で、いわゆる証取法では雇用の問題については全然触れていない。だから解散決議が株主総会で有効でさえあれば、投資者保護の立場さえ買ければ、雇用の問題はノータッチで大蔵省は放置をしていく、いわゆる、ほかかぶりをして認可を与えていく、こういうふうなあり方については、やはり現在の制度の欠陥ではないかと思つたわけです。少なくとも会社を解散する場合に、そこで働く労働者の雇用の問題について、そこで働く労働者の労働組合との間に事前に協議がなされて、そうして意見の一致が見られるという努力をすべきではないか。それをせずに、一方的に強行するというようなことが、どんどん、これから相次いで起つてくるということになりますと、正常な労使関係の発展上好ましくないのではないかと、このように私は考えるわけです。それに対して労働省はどう考えていますか。

○閣府委員 一般的に申しまして、会社が解散するような場合、当然に、そこに働きます労働者の職の問題ということになってまいりますわけでございまして、そういう場合には事前に労使間で十分話し合いが行われることが好ましいことは申すまでもないと思ひます。特に、昨今のように非常に厳しい雇用情勢でございまして、その重要性はますます増しているかと思ひます。

ただいま御質問の京都証券会社の件につきましては、現在、そういう案件が地労委に出ておりますので、これは地労委の判断を待つということとでございますけれども、一般的に言えば、先生の御指摘のように、そういった労働者の雇用に影響する解散のような場合には、事前に十分労使間で話し合いが行われることが望ましい。そういう意味で私どもは、地方の労政事務所等を活用いたしまして、必要があれば個別の指導等も行つてまいりたい、こんなふうに考えております。

○川本委員 実は姫路の日赤の病院でも現在労働

争議といいますが、労使間の紛争が多発をしておるわけですが。私は昨年この姫路の日赤病院へ調査に行ってきたわけですが、ここでは現在係争中のものがたくさんあります。これについては労働省も御存じだと思つていますが、その前に、日赤病院というのは公的病院ですから、厚生省も、これについてはある程度、内容について御存じだと思つていますが、厚生省の方から、現在、姫路日赤病院がどういふ状態にあるのか。そして、これが地域の医療に、どのような影響を及ぼしておるのか。こういう点について、まず御報告いただきたいと思つておるのです。

○岸本説明員 姫路日赤の問題につきましては、相当以前から、いろいろと労使の間でのトラブルがあるというふう聞いていたわけですが、現在におきましても、数は詳細に存じませんが、地労委または地方裁判所に紛争を持ち込んでおるものも幾つかあるようでございます。ただ現在におきましては通常の病院業務は平常どおり行われておるもので、特に地域医療の観点から見まして、住民に不安を与えるというような実態にはなっていないというふうに承知しております。

○川本委員 そこで私は、まず労働省にちよつとお聞きしたいのですが、一つは、団体交渉拒否の事件が起こつております。これについては、日赤の姫路病院が労働組合の団体交渉に対して、姫路にある姫路地区評といふが、地区評議会、さらには兵庫県の総評の兵庫県評、これらの上部団体が団体交渉の委任を受けて出席することは認められないというところで団体交渉を拒否した。そのために労働組合が兵庫地労委に対して、団交拒否はけしからぬ、直ちに団交は再開すべきであるという、いわゆる労働組合法の第七條第二号による救済申し立てをして係争中であつた。そして、これについては五十三年の二月十日に兵庫地労委から団交命令が出されて救済されたわけですが、ところが、今日に至るも団交は再開されないで、その後さらに日赤の姫路病院は、神戸地裁の姫路支

部に対して提訴して現在、訴訟中である、こういう状態にあるわけですが。

さらに、そのほかにも竜田看護婦という看護婦の懲戒免職に係る問題で、同じ神戸地裁の姫路支部で地位保全の仮処分決定が去年の五月二十六日に出されておるけれども、六月八日には病院側が今度は地位確認の申し立てというところで姫路支部にまた訴訟をいたしておる。その他、時間外の不払い賃金の支払い請求の訴訟も、現在これもまた同じ姫路支部の裁判所で行われておる。そのほか、岡村さんという看護婦長、これは労働組合の副執行委員長でけれども、これに対する不利益取り扱ひの事件が五十二年一月十一日に、これまた兵庫地労委に提訴をされておる。こういうことで、いわゆる労働組法上の不当労働行為に類する問題がたくさん重なつておるわけですが。

そこで私は、ひとつ労働省の考え方をお聞きしたいのですが、先ほど京都証券のときも同じようなことが出ていますけれども、労働組法第六條の団体交渉の委任については、今日まで労働省としては、どういふ見解を持つておるのですか。

○岡部説明員 労働組合法第六條、交渉権限の問題でございますが、労働組合はその交渉権限を何人にも委任することができるとございまして、したがって相手方は、その者との交渉を拒否し得ないことは当然でございます。

なお付言いたしますと、先生、先ほど来、日赤姫路病院の団体交渉問題について言及をしておられるわけですが、もし、その上部団体というものが正式に労働組法上の労働組合であるといたしますと、その上部団体は固有の団交権を持つてございまして、その上部団体も当然のことながら団体交渉権を持つという結論にならうかと思つておる。

○川本委員 もう一つ、団体交渉といふものは、これは労使間で行われるわけですが、姫路の日赤病院の場合は院長も団体交渉に出ない。副院長も出ない。そして事務部長以下の課長、係長、そういう人たちが、いわゆる病院側を代表して団

体交渉に出ておるわけですが。そして、それで団体交渉なんだ、こう言うわけですが。ところが労働組合側は、院長とかあるいは副院長とか、いわゆる執行権限を持った人が出ないで、事務部長が出てくるような形では、本當の団体交渉、法律で言う団体交渉、憲法二十八條で保障された団体交渉ではないのだという観点から、そんな団体交渉は認められない。院長も副院長も出てこい、こういうことを前から主張しておられるわけですが。団体交渉といふのはトップ——トップといふ必要はないとしても、いわゆる経営全般についての権限のない者が出て、それで団体交渉だと労働省は思ひますか。

○岡部説明員 団体交渉は、當然のことながら団体交渉権限のある者の間で行われなければならぬといふことが原則でございます。したがっていま先生御指摘の場合に、当該事務部長が団体交渉権限を全面的に委任されている者であれば、それは正規の団体交渉として成り立つと存じます。

○川本委員 そうすると団体交渉の席上で、いや、これは院長や副院長と相談しなければ私独断で決められないというふうな回答をするようであれば、それは法律上言う正規の団体交渉権を持つた者でないという解釈につながるわけですね。

○岡部説明員 いわゆる交渉三権という言葉がございます。つまり交渉権限、それから妥結権限、それから協定権限、この三つの権限が一応ございしますが、それがどのように当事者の間で分配されるかというのは、これはそれぞれの側で決める事項であらうかと存じます。したがって、ただいま先生の御指摘のような事案にいたしまして、もし、その者が一々話を持って帰らなければならぬというふうな状況でありまして、それは正規に交渉権限が委任されたというふうな状態ではないというふうに考えられるわけでございます。

○川本委員 厚生省業務局の方もおいでいただいたしておりますが、この病院には血液センターがあるわけですが。

血液センターというのは、血液事業といふのは日赤が全国的に取り扱つておる事業だと思つておるのです。これは非常に公共的な性格の強い事業ですから、国も、これに対して財政的な補助、援助をしておるのではないかと思つておるわけですが、厚生省がやっておる血液事業に対する補助金その他について、まずお聞きしたいと思います。

○古市説明員 日赤の血液事業に對しましては、公共性が非常に高いということから、国の補助金といたしましては、保存血液供給事業費の補助金といふことで、昭和五十三年度には約七億三千万円計上いたしております。しかし、そのうちの約六億二千万円というものは、血液代金についての自己負担のあつた者に対する給付費の償還という形になりますので、先生御指摘の補助金的なものといひましては、約一億一千万ということになるかと思ひます。

○川本委員 そうすると、血液事業については約一億一千万の純然たる補助が出されておる、これは主として赤字補てんというふうに解釈していいのですか。

○古市説明員 血液の保管のための機器のたぐい、それから本社の人件費といふこと、それから一部には赤字補てんのための財政調整といふのがございしましたが、五十二年度までで、それは薬価基準の中に積むという形になりまして、本社経費と血液保管のための機器の金、こういうぐあいに御理解願ひたいと思ひます。

○川本委員 ところが、この血液事業についても、兵庫姫路の血液センターでは、従業員に対する五十一年の夏期の一時金が、全国の血液センターの夏期一時金より、姫路だけが労働組合に加入しておるということも理由に約一カ月分ほど少ない回答が出てきて、これも不当労働行為だといふことで中労委に提訴されたり、いろいろ問題になつてきておるわけですが。こういう状態の中で、中労委もいろいろ日赤本社と話し合いをした結果、日赤の本社では、血液事業は全国一つの事業であり、国からの補助もあることだから、これについては

病院の独立採算の会計の中には入っていないのだ、こういう答弁をしておられるわけです。だから私は、そういう場合にでも、労働組合に入っておるからという理由だけで、独立採算になっていない部門を、姫路の独立採算部門と同じように、一律に全国より引き下げて夏期手当を支払うというのは不当労働行為だと私は思うわけです。

これもいろいろ係争中でございますので問題はなんですけれども、大体こういう一つの姫路の病院で、たくさん訴訟あるいは不当労働行為あるいはその他労働基準法違反の問題等、たくさん何十項目という労使間の紛争が現在続いております、そのために病院閉鎖をやらざるを得ない状態になってきておる。病院の閉鎖というのはいけませんけれども、現実には看護婦さんの数が五十一年に比べて今日で約四十名減っております、欠員の補充をしてない。あるいは看護学校を卒業した人を故意に採用しない。採用する場合には労働組合に入らぬという契約をした人だけ採用するということですから、例年二十名ないし三十名卒業した場合に、ほとんど八〇%まで姫路の病院に採用されておった看護婦さんは、五十二年四月には、たった二名しか採用しない。それも労働組合には入らない。こういうようないろいろな問題が起つて、これが病院閉鎖につながり、あるいは地域の医療にまで影響を及ぼすという状態が出てきて、決して好ましいことではない。

私は調べますと、労働省のどの官僚の方が日赤本社の人事部長をしておられるわけです。労働省で長い間、労働行政に携わられた、その経験と知識、それを持って、労働省を退職された後、そういう公的病院といえますか、公的医療機関の中で労使関係を安定させるために御努力をいたしたということの意味のあることだと私は思う。ところが、労働省のOBが人事部長をしておいて、そうして、このような事態を二年も三年も放置しておるといふのは、これは労働省で習い覚えた方式を、そのまま日赤で適用しておると思いませんかどうですか、その点、ひとつ労働省の見解を伺いたい。

い。

○閣府委員 この姫路の赤十字病院の問題につきましては、先生、調査にも行かれて非常に詳しくお聞きでございます。そういう意味では私もまだ不勉強でございますが、どうも、この病院の労使問題には、いろいろな複雑な長い間の紛争がございまして、そういうものを解決する基本は、何と云っても労使の信頼関係、そういうものが大事であるかと思っております。そういう意味で、中労委の勧告もあつたこととございまして、労使交渉のルールづくりをやりまして、そういうルールに従って労使関係が正常に動くように関係者が努力を続けるべきであらうと思ひますし、日赤の管理者の方々も、そういう気持ちで取り組んでおるといふふうに私も思っておりますし、また必要に応じて、日赤本社の方には私も、これから指導を行つてまいりたいと思ひております。

○川本委員 私は、かなりこじれておることは事実だと思ふ。先ほど申し上げたように、日本の労働組合運動というのは戦後三十年の歴史ですから、これは労使ともまだまだ未成熟。そういう中で戦後、労働省の皆さんが健全なる労使関係の育成を目指して今日までいろいろな御努力をいたした、その功績は多とるところですけれども、そういう労使間の問題あるいは法律の問題のベテランが、あるいは公的な機関、あるいは民間の会社の労使関係を今後うまく健全に育成させるというために、退職後、天下りとよく言ひますけれども、私は仮に天下りであっても、行つて努力をされるというところは、それなりに意味があると思つておるのです。そういう形であれば、これは歓迎すべきことだと思つておる。ところが逆に、今度は役人をしておられた間の経験で、いや、こういう問題については地労委から救済命令が出て、また裁判さえすれば、裁判は三年も四年もかかりますから、その間、時間を引き延ばすことが出来ますとかいふ、そういう面の指導をするようであつては、これは逆に日本の正常な労使関係の発展を阻害することになつたがらう。

そういう意味において、労働省の官僚が後でいふところへ行かれて、天下りをされて仕事をされる場合に、やはり一つのモラルを持ってもらわなければいかぬ。私は労働省出身だ、労働省出身である限りは、やはり法律に従つて健全な労使関係をつくるために私が役に立たねばいかぬ、その意見が入れられなかつたら私は辞職してもいいんや。また労働省も、OBですから、労働省の方針と反するような指導をしておる場合には、労働大臣、私は首をすげかえてもいいと思ふ。やはり、そのぐらゐのことがなければ、本来の日本のようなおくれた労使関係を健全に育成させることはできない。

この団体交渉拒否事件なんかは救済命令が出ておる、これに従つたらいいのですよ。ところが、それをまた地裁に申請をして何の利益があります、労使双方とも。病院側に何の利益があります。それを拒否することによつて何年かの後に、どれだけの利益があるのか。そんなことにむだな経費を使つて、むだな努力を使つてやる、それを労働省出身の人事部長がおりながら、あえてしておるというところに、この問題のこじれる原因があると思ふのです。私は少なくとも、こういう問題をなくするためには、これだけ、こじれてこじれたものですけれども、幸い日赤の人事部長は労働省出身ですから、労働大臣、労働省がひとつ積極的な強力な行政指導をして、早期に解決することによつて地域の医療もよくなつていくというふうなことで、強力な御指導をいたしたいと思つておるのですが、ひとつ労働大臣の御意見を最後にも御意見と思ひます。公的医療——医療機関そのものが公共性が非常に強いわけでありましてけれども、この日赤という、わけでも公的性の強い病院が長期の紛争をしておるといふことは一刻も早く解決の道を探究しなければなりません。いわんや、いま具体的な人事担当の人が労働省から出ておるといふ、こういうことにおいてをやであります、やはりわれわれとしては、厚生省あるいは兵庫県、そういったところと十分連絡をとりながら早期にこれが解決するように助言、指導をしたい、このように考えております。

○川本委員 もう一つだけ最後にちょっと。職安局おいでいただいておりますか。これは労働大臣、こういう問題があるのです。最近、地域最賃がたぐさん出ている。労組法の十七条、十八条では、いわゆる労働協約の一般的拘束力あるいは地域拡張適用、こういう問題が規定されておるわけです。ところが最近、こういう事例が出てきておるわけですが、それが、最賃との関連が非常に少ないと思ふのです。そこで最終的に一つだけお聞きしておきたいのですが、地域最賃を下回つた求人申し込みが職業安定所へ出されて、それを職業安定所が地域最賃とのかわり合いを知らずに職業紹介しておるというふうな事実が全国で一、二、例として出てきておるわけですか。こういう点について、それは好ましいことですか、どうですか。

○田淵説明員 先生御指摘のように、一、二そういう事例が見つかつては、私もどなたかいたしました、安定期におきましては求人申し込みの受理に際しまして、もちろん最低賃金法という法令に違反するような求人は受理しないように指導しているところでございますが、高齢者の職業相談室というふうなところで、うっかりといひますか、そういう事例が発見されたので、速やかに是正するように指導いたしますとともに、全国的にも、そういう誤りを犯さないように重ねて先ほど指示したところでございます。

○川本委員 審議官、これは十七条、十八条のいわゆる拡張適用とも関連がある。そういう拡張適用された場合にも、それを下回る求人申し込みというものについては職業安定局が注意をして、そういう下回つたいわゆる求人申し込みには紹介をしないという、やっぱり労働省全体としての統一した見解をはっきりしておく必要があるんじゃないか、この点だけ強く要望しておきたいと思ひます。

○越智(伊)委員長代理 次に、草川昭三君。

○草川委員 公明党・国民会議の草川でございます。

労働組合法の一部を改正する法律案の審議をさせていただくわけでございますが、原則的に私も賛成の立場でございますが、この内容を審議する場合に、どうしても、ただいま行われております春闘の問題に關係をするわけでございますので、まず、その点から大臣の見解をお伺いしたいというふうに思います。

こういうことを質問をして大変恐縮でございますけれども、藤井労働大臣は労働問題については基本的には、いわゆるハト派だというふうに私はお伺いをしておるわけであります。スト権問題についても早期に解決をしたいというようなお立場と聞いておりますし、あるいはまた去る四月十七日の公労協への有額回答についても、大臣としてかなり努力をされたというふうに聞いております。しかし、その後、新聞等でも、十八、十九日の公労協のストライキ突入から藤井労働大臣の心境というのは、かなり後退をしておるのではないかと伝えられておるわけであります。その後退をしておること自身が、今日のストライキに対する労働省の対応の仕方が非常にノータッチ的というんでしようか、対応策が官房に比べて、きわめておくれをとっておるような気がしてならない、こう思うのですが、まず藤井労働大臣の、このストライキに対する考え方について、お伺いをしたいと思います。

○藤井国務大臣 結論を先に申し上げますけれども、私は十七日以前と現在と、労働問題に取り組む姿勢において何ら変わっておりません。むしろ進歩はしているけれども後退はしておらない、このように、みずから確信をしておるわけでございまして、いま御案内のような段階に来ておりました、やはり、この公労協關係の問題処理は、有額回答をした後、公労協側がいわゆる自主交渉、団体交渉をやりたいから、あつせんをしろという、こういう提案でございました。ところが当局側は、もう幾ら自主交渉にに応じて、どうにもならない

という、こういう判断の上に立って、いわゆる調停申請をしたわけでございます。この両当事者の片一方が調停申請をするならば、やはり労働協約に基づいて相手方も当然この土俵に上らなければならぬという取り決めが基本的にあるわけでありますから、私は、そういうルールに従って公労協の組合の諸君が一刻も早く事情聴取に応じてもらって、そして、このストは一刻も早くやめてもらって、そして平和裏に問題の解決をしてもらいたい。これが民主的のルールの労働關係の資金紛争を解決する一つの基本的なルールではないか、このように考えているわけでございまして、その方向に行くべく全力を尽くしておるということでありまして、決して私は、この問題に対して無関心であるわけではない。

昨晩も公労協關係の代表者の諸君に私は自分の心境を語る訴えて、そして高度成長の時分から時代が変わってきておる、新しい時代の対応をひとつしてもらいたい。そして従来のようなスト、処分、ストという悪循環を断ち切って、この不況に悩み円高の追い打ちを食っておる一般国民全体を考え、特にまた現在問題になっているのは国民の足に直結するようなストになるわけでございましてから、何とかひとつ、この点、理解ある態度で臨んでほしい。いわんやストを禁ぜられておる現在の公労協のスケジュールストにおいてをやという、こういうことを訴えたわけでございまして、また私鉄關係の場合は、これは労使双方が自主的に問題解決に当たりますというので、せっかく現在、努力をしておるわけでございまして。残念ながらストに入る前に問題解決ができなかったことは遺憾でありますけれども、これまた労働の自主的な解決によつて賃金問題を片づけるというのが一つのたてまえでございまして、たてまえを混乱さすということとは、かえつて問題をこわがらす、こういうことで、決して私は十七日以後えらい後退し傍観している、こういうことは全く私の心境と違つておりますから、この点はひとつ御理解いただきたいと思います。

○草川委員 いま大臣が非常に強い決意を表明されておるので、近く私は争議も解決すると思うのですけれども、しかし問題は、現実には伝えられてるところは、公労協の問題についても私鉄の問題についても、実は官房側の非常に強い圧力があるということが言われておるわけであります。特に、これはことしの春闘についてのテレビ対談なんかでも、日経連の松崎さんは、某高官という名前でも、昨年は民間より公労協の相場が上がつたと公に発言をされておりますし、また逆に、ことしは、そのような某高官を中心とする官房の方々の力によつて、私鉄にしても、あるいは公労協についても、予想外に問題がこじれておるということが言われておるわけであります。だから、いま大臣が言われておるような、そういう精神で本當にいま臨むならば、もっと早く私鉄でも争議を解決することが出来るわけでありますし、あるいはまた、それに連動する公労協の方々も、少なくとも、とりあえずは、この予算の枠内だけでは当事者能力が当局側にあつてしまふべきだし、当局側の方々も、その範囲内では、もっと柔軟な配慮をしてもいいのではないだろうか。こういうことをしませんが、将来のスト権問題に対する対応についても私は根柢を残すような気がしてなりません。そういう展望について、もう一度大臣の御答弁を願いたいと思います。

○藤井国務大臣 いろいろ新聞情報そのほかを踏まえて御質問でございますが、あの十七日有額回答をされる前、労働省といたしましては、やはり民間の現在の状況、特に民間準拠ということが原則になつておること御承知のとおりでございまして、民間の現在の情勢を踏まえて、ひとつ誠意あるぎりぎりの回答をしてもらいたい、こういうことを一応われわれとしては申し入れをしておつたわけでございまして。そしてこの三・八%ということが提案をされた。これについては出す方と受け取る方との關係でありますから、少ない、適当であると、こういうふうな意見の分かれるのは私は世の常だと思つております。ただ問題は、その

の場合、私はやはり有額回答を出したのですから、やはり十八、九日のストライキは、違法であるストにおいておや、一刻も早くこれはやめてもらいたい、こういうことを切々と訴えたのでございまして。残念ながらスケジュールストのストが十八日、十九日決行されて今日来ておる、こういう状態でございます。この段階にまいりますと、やはりルールに従つて、第三者の公正な機関として定められておる公労委に対して、その調停に応じ、事情聴取に應ずるといふ、これ以外には問題を平和に解決する方法はないのでありますから、私はこの線が一刻も早く軌道に乗るよう、現在許される立場において労働省は関係当局挙げて全力で努力しておる、こういう状況でございます。

○草川委員 いま大臣が答弁をなされたわけでございますが、その官房あたりの政治介入はないのではないだろうか、それは新聞報道ではないだろうか、こう言われたのですが、私はそうではないと思つたのです。ここ最近来、労働關係の妥結の内容が外部に正確に発表をされていないという例が非常にたくさんあるのです。たとえば、これも私鉄総連の二十二日の団体交渉の中でも明らかになつたと言われておるわけでありますが、どうしても他の産業の妥結内容というものを、それぞれ労働關係は基礎にすることは間違いないわけですから。公労協の方々でも民間の相場というものを常に頭に浮かべながら交渉される。たまたま、そういう金額が低いので、いろんなアクションをとつておるわけでありますけれども、たとえば、一つの企業で支払い能力は十分あるけれども、他の企業あるいは公労協だとか私鉄に影響するので、それを伏せて妥結をしようという例が随所にございます。

〔越智伊委員長代理退席、委員長着席〕これは、すでに具体的に日曜日の読売新聞の中にも凸版入りで労働組合の内容が発表されておるわけですね。あるいは二十二日の私鉄総連の団体交渉の中では、具体的な電力關係の労働組合の妥結内容というものがブラッスアルファがあるのではな

いだらうか、だから、せめてそういうようなものを参考にあつていきたい、こういうことを言っておるわけですが、こういう隠し金、いわゆる要結内容というものは、決して好ましいことではないと私は思うんです。正式に労使関係で妥結したものは堂々と世間に発表されてもいいわけですが、それを隠さなければならぬといふところに今日の非常に強い政治的な圧力があると思うんです。きょうは労政局長もお見えになりますので、こういうふうな風潮が高まることはいいことか悪いことか。あるいは、こういう内容については、たとえ、これが定期昇給の内容についても、あるいは正給という名前についても、あるいは諸手当だといふ名前についても、賃金の統計上これは出てくるものかどうなのか、そこもあわせて専門の立場からお聞かせ願いたいと思ひます。

○北川政府委員 先生御指摘のような新聞記事あるいは労働組合側の主張については、私も読んであるいは聞いておるところでございまして、それでは、このように実際の要結の中身を一部裏金で出すというようなことが労使の将来の方向としていいか悪いかという点につきましては、これは労使の判断で、私が申し上げることではないのですが、正常な労使関係として決して好ましいとは私は考えておりません。

それから、そういうものについての把握でございませうけれども、いろいろ、うわさがございませうけれども、実態のところは、なかなか把握がしがたいといふことではございまして、明確に、こういうものを、たとえば昇給昇格原資として出したというふうなことを労使が確認し、公にされておる場合には当然、私たちの方でも集計の対象としたしておりますけれども、単なるうわさで、そういうものが流れておるものにつきましては、そういうものは把握をいたしておらないという現状でございませう。

○草川委員 いまの局長の答弁を聞いても、それが実態だと思ふのでございませうけれども、私が先

ほど主張したのは、なぜこうならざるを得なかったのかといふところに今日の大きな問題がある。だから、それをまず、とめないと、将来にわたって日本の労使関係というのは禍根を残すと思うのです。あそこはこういうものが出たのではないかと、経営側は違ふと言ふ。労政事務所だとか、あるいは県の労働部に聞いてみても、そういうものは聞いてないと言ふ。しかし現実にもらっているのではないかとこの話になりますと、そこで他の産業の労使関係というものが壊れていくということにもなる。不信感が助長するということにもなる。

私は、ここからひとつ、この労組法の改正の中にも入つていきたいと思ふのでございませうけれども、いま、たとえば地方労働委員会についても、中央の労働委員会でもそうでございませうけれども、本来の労働委員会の方では、どちらかといふならば調整件数が多くなつていかなければいかぬと思ふんです。特に経済的な調整件数といふのは、しかし逆に不当労働行為事件の方が増進してきておる。これはそもそも日本の労働省の、あるいは労働省が管轄をするところの労働委員会制度といふものも非常に重大な曲り角、危機が来てるのではないか、こゝろ私に思ふんですけれども、その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○北川政府委員 好況の時期には調整件数がかなり増加をしておつて、不況に入りましてから調整件数はむしろ減少し、そしてなおかつ不当労働行為事件は好、不況にかかわらず増加の傾向にあるといふことは事実でございませう。調整件数がふえることが先生、本来、労働委員会のあり方と関連して、いいのではないかと御指摘でございませうが、私たちは、やはり労使が自主解決をするといふことが労使関係の正道といひますか、正しい道だ、こう考えておりますので、必ずしも、その点については私同意をいたしかねるわけではございませう。ただ、不当労働行為事件につきましては、最近これは大都會中心あるいは中労委中心という形で非常にふえておることが決して労使関係のあり

方として望ましくないという点については、私も同感でございませう。

○草川委員 いま、この不当労働行為が増加するといふことは、労使関係がそれだけ、いがみ合ふといふことになるわけですから、これは当然ふえることは避けるべきだと私も思ふのです。ところが、調整件数が少なくなつたといふのは、必ずしも自主交渉だけがウエートが多くなつたから、この経済的な調整が少なくなつたとは実は私、思つていないのです。早く言うならば、どちらかといふと大きな企業あるいはまた大きな産業、そういうところは自立できるわけですから、一々、労働委員会にあつては頼まなくても自主交渉ができるという面は確かにあると思ふのですけれども、逆に、私が先ほど触れたように、そういうところに限つて、自分のところでは世間に公表しないようなフリンジベネフィットといふのですか、付加給付といふものを取つていく余裕がある。そういう面を考へますと、日本の労働事情に格差といふものが今後ますますふえていくのではないだろうか。大きいところは安定をしていく。そして、この労働委員会等を利用するところは、どうしても中小、弱小、零細なところがふえていく。好ましいことではないだろうかといふつもりで、いまのような質問をしたわけでありませう。

そこで続いて、この不当労働行為事件の内容でございませうけれども、解雇だとか不当配転だとか賃金差別といふのが大体不当労働行為の主な内容になると思ふのですが、その他もあると思ふのですが、どういふ事件の内容が一番多いのでしょうか。パーセントで結構でございませうから、細かい数字でなくて大体の傾向だけで結構ですから、どういふ傾向になつてゐるのか質問したいと思ひます。

○北川政府委員 初審の関係でございませうけれども、労働組合法の七条一号事案、結局、労働組合員であるがゆゑに差別待遇をする、こういう事案が五十一年で六九%、件数にしまして五百一件といふことではございませう。二号事案のいわゆる団交

拒否事件が四〇%の二百九十件、こういうことになつております。三号事案の支配介入の事案が件数にしまして五百四件、六九%。四号事案、いわゆる労働委員会が証言をした、あるいは申し立てをしたがゆゑに不利益扱いを受けたといふのが二十件の三%。いずれも一つの事件が一号事件と三号事件と重複するといふようなことではございませうので、件数、パーセントが単純集計はできませんが、そういうことでございませう。

○草川委員 いま、おっしゃられましたように重複をしておりますので、単純にどれが一番か二番かといふことがわからぬわけではございませうけれども、いづれにしても差別あるいは支配介入といふところが一番多いわけですから、初歩的な労使関係のトラブルといふことが言へると思ふのです。ね。ところが最近、この提案の趣旨の中にもございませうように、非常に複雑な案件といふのがふえてきたといふことが言われております。たとえば地方裁判所が配転の無効判決をした、これは並行審理だと思ひますけれども、ところが、無効判決をしたので、会社はそれに対して従へばいいのですけれども、従はずに自宅待機命令というのを出す。この自宅待機命令を出すので、また当該の方から調整申請が出る。これになりますと、堂々めぐりになるわけではございませう。こんなような案件がどんどんふえていきましたと、これはもう、また定員を一名ぐらいいましただけでは基本的な解決にならぬと私は思ふのですけれども、不当労働行為の審理のあり方だとか、あるいは裁判所と同時に審査をした場合に、どちらかを優先的にするとか、一方の決定には、もう絶対に従ふとか、あるいは打ち切るとか、何かもう少し知恵を出す不当労働行為の処理方法といふものではないのでしょうか、お伺ひします。

○北川政府委員 件数が果増してゐるほかに、不当労働行為につきましても内容は非常に複雑になつておる。いま先生もちょっと御指摘になりましたけれども、一つの企業の中に二つ組合があつて、その差別といふような問題になりますと、

なかなか単純でなくて、その判定も大変むずかしいわけでございます。それに加えて、いわゆる労働委員会も初審と再審、さらに裁判所が一審、二審、それから三審という最高裁、こういうふうなことで、非常に長期に、かつ、いろいろの手段で争われる。そういうことになりますと本来、この不当労働行為制度が、労働者が簡易に、かつ迅速に救済を受けられるという制度の目的から徐々に離反をしておるといふ実態にあるわけでございます。

したがって、われわれとしては、まず審査の迅速な審理ということで、従来から労働委員会での規則の改正あるいは運営の仕方、そういうことについての御検討あるいは改善策をお立ていただいておりますと同時に、今回は委員定数をふやしていただくわけですが、先生の御指摘に私、全く同感なのは、それだけで、いまの不当労働行為事案の迅速しかも簡易な救済というものが一〇〇%得られるとは思っておりません。たとえば、いまの制度につきましては裁判所の関係で言えば、審級の差路がもっとできないか、初審を飛ばして高裁にすぐ持っていくというふうな道を考えるとか、さらには、先生いまお示しのように、法律上どこまでも争うというの、もう初審から全部裁判所へ行く、事件を最終的に解決するものについてのうち中労委で再審をやって、中労委の決定には労使とも仲裁と同じように従うのだというふうなことも一つの手法としてあり得るのではないかと、こういうことを考えておるわけでございます。

ただ、この問題につきましては三十年間の経緯もございますので、実は労使関係法研究会が従来、労組法あるいは公労法につきまして非常に緻密な御報告をいただきましたけれども、先般、委員の増員も行いました、当面この不当労働行為の本来の趣旨に従った迅速な処理のために御検討をしていただくように、先般、大臣から直接お願いをしたところでございますので、私たちは、その先生

方の御結論を待って、制度の改正についても、ぜひ一つの成案を得たい、こう考えております。

○草川委員 いま、労使関係法の研究会で一年以内に何らかの結論が出るようにという呼びかけをされたという。これも一つの手法だと思いますが、ここで現在、中労委でもいいし、あるいは地労委でもいいですけれども、平均的な数字で結構でございますが、同一事件について年に何回かというわけにはいかぬと思っておりますので、年何回かというわけにはいかぬと思っておりますので、お伺いします。

○北川政府委員 平均でございますけれども、調査は、始める前に大体一、二回、それから審問につきましては年に五回ないし六回というのが平均でございます。

○草川委員 それでは、非常に滞留というのですか、長くずっと繰り越し、繰り越しで来ておる事件が多いと思うのですが、一番古い事件は、たとえば昭和何年ぐらいからのものがあるのでしょうか。昭和二十年とか三十年とかという案件があるのでしょうか。それは一番古いのは、どの程度の事件からあるのですか。

○北川政府委員 一番長いのは、昭和四十二年から係属をしておる事件があるようでございます。したがって、十年間以上係属をしておるというところでございます。

○草川委員 いま、十年というお話がありました。が、実際は、地方の労働委員会なんかに行きますと、たとえば、いま言いましたように同じ人が同一企業に対して繰り返し、やっておるものがあるわけですから、たまたま同一案件では十年ぐらいというのもあるわけですが、例を言いますと二十年ぐらいかかるという場合も実際はあるわけですね。それと労働関係が非常に冷え込んでしまっておるという例もあるわけですね。その一つの原因に労働委員会の代理人制度というものがあられるわけですね。代理人に弁護士さんを委任するということにあるのじゃないか。これは一つの原因でございしますけれども、弁護士を片一方が委任すれば、

相手側もやむを得ず弁護士を立てないと当然、審理はうまくいかないわけですね。ということになりますと、全く労働委員会というものがミニ法廷になつてしまふということになります。このミニ法廷がいいか悪いということとは、いろいろな議論があることですから簡単に言ひ得ませんけれども、余りにも代理人に弁護士が入り過ぎると、かつて事件というものの審理が長くなる。だから、これは労働委員を選んではみえる労働側にも働きかけをして、なるべく弁護士をやめなさい。あるいは使用者側にも経営者代表の方を通じて、なるべく代理人を労働委員会が採用するのはミニ法廷になるんだから、やめた方がいいのではないだろうか。それよりは大胆率直に、いわゆる常識的な線

で労働関係のトラブルのジャッジをする、そのために地方労働委員会は中立側の委員も学者あり、マスコミの代表あり、あるいは弁護士代表あり、いわゆる世の中の常識的な方々を委任されてみえるわけでありまして、そのような手段を並行的に採用して、労働関係ですからトラブルがあるのはあたりまえだと私は思うのです。だけれども、トラブルがあるのならば客観的な常識で早くそれを解決して、それぞれ現職に復帰だとか差別をやめるとか、あるいは労働組合側にも、もしも行き過ぎがあるのならば、それを中立側の方からいさめていただくというのが、日本のこれからの本来の労働関係の道だと私は思うのですが、そのようなことが、いままで議論になっておるのかどうか。あるいは全国労働委員会の総会なんかでも、その種のことを討議されておるのか。このことについて意見を聞かされていたのだかと思ひます。

○北川政府委員 不当労働行為制度の簡易迅速な救済という本来の趣旨が言ひますと、いま先生おっしゃったように裁判所のまねをして、そして手続が煩瑣になりかつ時間がかかるということ、なるべく避けたいというのは労働委員会関係者、労使ともあるわけでございます。したがって、全労委総会、これは全国の労働委員の人たちが年に一回お集まりになる中で、いまの審査

制度の改革案の一つとして弁護士を代理人にお願いをすることをやめる、あるいは禁止する、そういうことの提案はたびたびあったわけでございますけれども、なるほど代理人に弁護士の方をお願いすることは、たとえば日にちを合わせるのに一カ月も二カ月も先の日にちでないと合わない、双方の弁護士の方。あるいは手続が非常に煩瑣になつて証拠書類とか何とかが大変なもので時間がかかるという難点があります反面、弁護士の方が中へ入られることによって、たとえば和解を進める場合に非常に適確な和解を助言をされるというふうなメリットもございします。いまのところ、そういう意見はございしますけれども、代理人に弁護士の方が就任をすることについて禁止をしようとか、あるいはそれを制約しようというふうな論はございして、むしろ否定的な空気がございします。

○草川委員 確かに、これは弁護士の方から言わしてみれば職業の問題もあるでしょうし、いろいろの問題もあると思うのですが、これはもうさつぱらに、やはり労働省として、労働側なり経営側にお願ひをして、さつき局長も言われたように、次の審理が一カ月先とか二カ月先になるようなことでは、全く訴えた申請側も、労働委員会というものが、それを聞く場になるわけですね。本来の解決をする場ということからは遠くなるわけでありまして、早く無料で訴えをすることができ、聞いていただくたいところ、この労働委員会制度だと私は思うので、本来の労働委員会制度に早く戻るように労働省がリードをすべきではないだろうか、こういうふうに思ひます。これは強く要望を申し上げておきたいと思ひます。そこで、次にいくわけでございますけれども、実は今度の新しい中労委の推薦要請に当たりまして日経連は、四月十三日の日経連タイムスでございしますけれども、この日経連タイムスには、今度中労委が一名増員になる、その委員の推薦に当たっては不当労働行為問題について深い識見を持つ人を希望するという要望があるのです。これは

当然だと思ふのです。悪いことじゃないと思ふのです。これは最近、調整関係より不当労働行為関係が多いという理由があるからだ。会社業務が多忙で十分参加できないので専門で取り組めるような人を推薦してもらいたいという要望がこの中に

出ているわけですが、私は、経営側は経営側で一つの方法だと思ふのです。結論的に言うと、今度出てくる増員の先生方というのは、お互いに不当労働行為のプロだ。早く言えば弁護士のような資格を持った人が出てくるということになりますと、それぞれ、この労働委員会というものが開く場になつていくのじゃないだろうか。これは、本来の増員の趣旨である、先ほども少しあつたのですけれども、労使のトラブルを少なくする、不当労働行為というものを早く解決することからいへば遠い専門家同士の争いになる可能性になつていくわけですが、その点について一体どういふようにお考えになるのか聞かせていただきたいというように思ひます。

○北川政府委員 私、その日経連タイムスの記事を読んでおられますので推測しかできないわけですが、私も中央労働委員会の事務局におりましての経験からしますと、恐らく日経連、あるいは、これは組合の場合も同じでございますけれども、かつて弁護士をやられた、あるいは法的知識が非常にある方を、この際、増員しようというよりも、労働委員会がフルタイムで不当労働行為の参加ができるような人、そういうことを望んでおられるのではないかと思います。現に中労委にしましては公労委にしまして、たとえば組合側で言いますならば、組合の現役でなくて組合のOBの方で労働経験も豊富であり、かつ労使関係の機微を非常に存じておられる方、それが労働側の参与として参画される場合に事件のスムーズな解決に大変役立つ。経営の側も、恐らく日経連が言っておりますのは、中労委のたとえは委員を名譽職のごとく考へて何とか会社の社長とか、あるいは専務取締役というようにならざるを得ない方がおいでいただいても、なかなか不当労働

行為に専心していただけない。むしろ労働側でございます、そういう関係のOBみたいな方で、使用者側にも、それに対応するような人があればという趣旨ではないかと考へております。

○草川委員 これは同じように労働側の委員の推薦にも、いろいろあると思ふのですけれども、現在の場合には、どうしても総評、同盟、中立という形の三者構成というのが一般論になります。ときどき新産別の方なんか中立系の方々と一体になつて出られるという場合がありますけれども、ときには、たとえば一名増員というような場合になつてまいりますと、これが総評側から出られるのか同盟から出られるのか中立側から出られるのかといふことで、各地域によつては実は大変な問題になることが多いわけですよ。労働側の推薦についても、日本の組織労働者というのは全くの純中立の方々もたくさんお見えになるわけでありす。あるいは全く純中立の代表の方も、それぞれ識見豊かな方、あるいは本当に不当労働行為の問題等についても純中立的な立場から真剣な取り組みをなさる方も多いと思ふのです。そういう意味では、委員の推薦についても従来の考え方を少し変えたらどうか、私はこんなふうに思ふのですが、その点についての考え方はどうでしょうか。

○北川政府委員 労働側委員につきまして、いま大変厳しい御指摘がございましたが、いま使用者側に申し上げたと同様、労働側の委員の方が、たとえば任期の二年とか、あるいは極端な場合には、その任期の半年の一年で、たらい回しの交代をするような事例を間々見受けるわけでございます。そのことが労働組合の不当労働行為審査のために私は決していいことではないと思つております。したがしまして、いま草川先生御指摘のようなことにつきましては私も非常に共感を覚えるわけでございます。いすれにしても労働側あるいは使用者側というのは労使それぞれの団体からの御推薦をいただくということで、こちらがいろいろ口をはさんで介入をいたす筋合いのものではないと思ひますので、その辺のことは労使各側の良識ある御推薦を待つて、不当労働行為にふさわしい方が労使それぞれその委員に御就任されるよう私たちは心から期待をしておる、こう考へるわけでございます。

○草川委員 これは最後になりますけれども、いま私は七、八、問題提起をしたわけでございますが、結論的には、労働者も従来の一つの実績というのです、経過の延長だと思ふのです。ですから私が先ほど言つたように、日本の労使関係といふのは、かなり質的に変わつてきて、安定をしておるところは安定してきた。しかし相変わらず憎しみ合ふなければいけないところは、どんどんふえてくるのじゃないだろうか。だから、そういう苦情、トラブルというものが労働委員会に寄せられてくるわけでありまして、労働者も従来の情性というのです、考へ方から一歩前に出て、そして早いアクションを起こして、そういう問題点を解決するように努力をしていただきたい。そうしないと、本来の、これからのあるべき労働行政は達成できないのではないだろうか、こう思ふので、その点を要望して、私の時間が来たので、終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○木野委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 公共企業体関係の労働者の賃金決定が民間に準拠するといふ、いわば慣行的なものがあつて、現在行われているストに複雑微妙な関係にございまして、私は先ほど、このスト速報でございまして、私鉄スト収拾へ一時三十分要結交渉開始というニュースが入つていられるわけですが、私鉄の賃金問題が要結すれば、当然それに連動して公労協の問題も、それに連動していく方向をたどると私は思ふわけでございます。従来、政府は公労協に対しては、連法ストだからやめろ、やめろと圧力的な指示ばかりしているような気がしてならないのですが、そういうことではなくて、もっと労働者の立場に立つて、温かい、そして適切な手を打つていた

だきたい。まず、これを先に聞いておきたいと思ひます。

○北川政府委員 まず私鉄の争議につきましては私まだ的確な情報は得ておりませんけれども、昨夜の断続的な労使の非公式交渉の中で、この星ごろには正式の団体交渉を再開するといふような方向に動きつつあるようでございます。表向きの団体交渉が開かれるということは、これも全く推測でございますけれども、ある程度、労使の意見の幅が狭まつた。そういうことを私たちも期待をいたしておりますし、ぜひ私鉄労使が自主的に早期に解決をして、いまのこの交通ストの事態を一瞬も早く回避できるように祈念をいたしておるわけでございます。

なお、先生御指摘のように、この私鉄の争議が解決いたしますれば、公労委におきます公共企業体等職員の賃金の紛争の一つの解決への促進剤となることは疑いのないところでございしますので、いまのところ公労協系の組合は公労委の調停の事情聴取に応じないといふような事態でございすけれども、今後は早急に公労委の事情聴取に際していただいて、公労委の迅速かつ公正な調停の決定によりまして、事態を平和裏に解決していただくように、私たちも労働大臣が先頭に立つて、それなりの側面的な環境づくりをいたしたいと思ひます。

○大橋委員 この速報の中に、力徳委員長は、この交渉が終了したときが妥結の時期で、改めて労使交渉の場は設けないと、決着まで交渉を継続する決意を明らかにした。私鉄労使交渉は最終の山場で力徳委員長が乗り出してきたことにより、午前中のストは打ち抜かれるものの、ラッシュ時までは中止される見通しとなった、こういうニュースが入つております。こういう事態になつてきておりますので、労働大臣も一段と公労協の問題に対処してもらいたいといふことを強く要望しておきます。もう時間がございませぬので、これは後でまとめて答弁してもらいたい。実は、きょうは法改正の問題点を質問したかつ

たわけでございますが、今回の労働委員会の定数増加に伴う法律改正につきましては、われわれは基本的に賛成でございますが、人数を多少ふやしただけでは、いま公労委が抱えておられる多くの問題が解決されると思いません。したがって、実は現場の声といいますか、大阪地労委事務局の森本弥之介という方が「労働法学会誌」ナンバー49に「労働委員会における不当労働行為事件審査の運用から見た問題点」として、かなり長文の論文を出していらっしゃいます。私は、非常に貴重な意見だと思ひまして、これを参考にしながら、幾つか質問し、労働省の見解をただしたいと思つたわけでございますが、時間が非常に限られておりますので、きょうは、とりあえず私が質問したいと思つた内容を項目別に挙げておきまして、質問は留保して、後日の委員会に譲りたいと思ひます。聞いておつていただきたいと思ひます。

まず第一に、現在の労働委員会の運営状態は、制度本来の趣旨とはほど遠い状態にある。この際、理念的原点に戻つて根本的改革を断行すべきだと思ふ。これが大臣にお尋ねしたかった第一の問題であります。

次に、地労委の事件数というものが各地労委によつて著しい格差があるわけでございます。特に事件数の多い東京、大阪等は、今回の委員の増員だけで対処し得るのかどうかという問題です。三番目に、不当労働行為事件の発生を防止するには、何よりも事前の啓蒙、指導が重要である。そのために労政事務所は積極的な役割を果すべきだと思ふが、どうかという問題であつたわけですね。これはもう法律改正の事前の問題なんです。

四番目には、公益委員のあり方によつて労働委員会の活動は決定的な影響を受けるが、現在の公益委員の中には、使用者の立場にあるような人、県の幹部からの天下りの人などもあるようであるし、任命に当たつては労働問題の専門家が入るよう配慮すべきではないか。これは、先ほど言つた論文の中に詳しく出ておりましたので、これを

質問したつたわけでございます。

五番目には、委員の出局日数の実態はどうかという事です。常勤並みになってゐるのではないかと、このような状態に対して労働省はどう考へてゐるかという事です。

六つ目に、再審査の申し立てがなされた場合、初審命令の履行確保の実がほとんど上がつていません。中労委の履行勧告制度も十分効果が上がつていないわけでございます。もっと実効が上がるような方法を検討すべきだと思ふけれどもどうかという事です。

七番目に、労委規則四十条第五項によれば、審問の継続、集中の原則が定められておりますけれども、これが守られておりません。審問は長期にわたつて行われております。審査期日の原則を労働委員会規則に明記して、迅速に処理していくようにすべきだと思ふがどうかという事でござい

ます。

それから第八番目には、労使関係法研究会で不当労働行為事件の審査促進の問題を研究することとでございまして、どのような点について議論がなされてゐるのか。

それから九番目に、今回委員を増員する地労委は、法律以外のもの、どこを考へてゐるかという事です。この法律の提案理由の説明を讀んでまいりますと、中央労働委員会として東京、大阪は明記してありますけれども、その他は政令で定めるとあるわけでございまして、まずこの点どこが予想されてゐるのか、地労委の中で増員を政令で決めるところはどこかということですね。

それで、先ほど言ひました、労政局長の答弁に前にもつと打つべき手はあるはずだ、こういう観点からの質問に対して、まず答弁を願ひたいと思ひます。

○北川政府委員 まず、東京、大阪以外に、政令で九名の地労委を決めることができませんけれども、当面この法律が公布され、施行されました段階では、事件数その他を勘案いたしまして、北海

道と福岡を各側九名の労働委員会として政令指定をいたしたい、こう考へております。

それから、労働委員会にかかります前に、不当労働行為が起らないように労政事務所等を通じて使用者側に啓蒙、労働教育、そういうことを積極的に行ふべきではないかという点につきましましては、全く私たちも同感でございまして、かつて不当労働行為防止に關しまして、昭和四十六年でございまして局長通達、さらには四十八年には法規課長通達を出しておりますし、各県の労政職員、労政課長等の会議におきまして、不当労働行為の防止、あるいはそういうことの回避、それについての使用者教育を十分に行うように徹底をいたしておるところでございまして、なお、御質問の趣旨を体しまして今後、労政事務所におきまして、そのような指導が十分行われるように配慮いたしてまいりたいと思ひます。

○大橋委員 では最後に、先ほど申し上げましたように、参議院の審議の中でも答弁がなされてゐると思ふのですが、労使関係法研究会で、この一年くらいをめどに、いま労働委員会が抱へてゐる諸問題を整理して結論を出したい、こういうことのようにございまして、どのような点について議論がなされてゐるのか、これを答へていただきたいことと、最後に労働大臣に、冒頭に申し上げたことを答弁していただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○北川政府委員 四月の十五日に労使関係法研究会が再発足をいたしましたので、その際に私の方からお願ひをいたしました研究課題としましては、不当労働行為事件の審査促進に關する諸問題といたことで、検討項目としまして、事務局案としましては、不当労働行為の実情と問題点、不当労働行為事件審査促進に關する諸見解、諸外国における不当労働行為制度、さらに不当労働行為事件審査促進のための方策としまして、審査手続の改善、審査体制の拡充、それから行政訴訟の改善、それと命令履行確保制度の改善、それから、あわせて組合の資格審査制度の是非等も含めて、御検討

をいたできるように願ひをしておる次第でござい

ます。

○藤井國務大臣 労働委員会が発足いたしました当時と、日本の経済社会の実態というのが変わつてきておるわけでございまして、御指摘のように時代に対応できる、そして、この労働委員会本来の使命に十分機能が發揮できるように、まさに原点に返つて見直す、そういう意味において、先ほど局長から御答弁をいたしましたように、労使関係法研究会において、大体一年を目安に先日、私からお願ひをいたしました。そして御趣旨のよう

な点を踏まえて、ひとつ成果を得て、また御相談をいたしたい、このように考へております。

○大橋委員 時間が来ましたので、あとの質問は後の委員会に譲りたいと思ひます。

○木野委員長 次に、浦井洋君。

○浦井委員 労働組合法の一部改正案に關連をいたしまして、主として公労協のスト問題について、まず最初に大臣に二点ほど意見を聞いておきたいと思ふわけで。

先ほどのやりとりを聞いておりますと大臣は、日本の経済情勢は、高度成長の時代は終わったんだ。減速経済なんだ、低成長の時代なんだ。そこへもつてきて不況が深刻なんだから、民間の回答状況なども見ながら、われわれとしては三・八%の回答をしたんだ。これは誠意を持ってやつたんだ。だから公労協の諸君も誠意を持って調停の場に臨んでほしい、ルールを守つてほしい。こういうようなことを言われておるようでありまして、しかし大臣も御承知のように、福田内閣の不況克服の経済政策というのは、もう後手後手を踏んでおります。だから、いまの世論の中では、むしろ不況であるからこそ、一つは生活基礎優先の公共投資を積極的に行ふ。あるいは、そういうときだからこそ社会保障、社会福祉を充実させよということとともに、勤労者の大幅なベースアップを、この際やらなければならぬという意見が、学者あるいは国民の中から、いま大きな世論になつて、かなりのコンセンサスを得てきておるわけな

んです。こういうことをやってこそ、国民の購買力が向上するし、特にいま闘われておる春闘の場合、勤労者が大幅な賃金アップを獲得することによって、そういう大きな不況克服の手がかりになるといふふうに私は考えておるわけであります。だから政府は、そういうような考え方に基づいて率先して今度の事態にも対処をすべきではないか。いたずらに民間のいわゆる支払い能力論というようなものにくみすることなく——これは、そういうことをやっておれば、結局は政府の方針としては誤っていないではないか、このことを恐れておるわけなんです、第一点として、その点について大臣の御意見を聞いておきたい。

それから、時間がないので引き続いて大臣に第二点をお尋ねいたしますけれども、そういう状態であるのに、先ほどの議論を聞いておりますと、七・二%の予算を組んでおるのに三・八%の低額回答をやる。そして、それをこれにして調停の場に臨んでいこうと、その場に引きずり込まうとしておる。こういう態度は、大臣が誠意のある態度だと言われることとあらば、私は誠意のない態度だと思ふわけです。と同時に、私、先ほど申し上げたように経済政策として誤った方向だといふふうに思ふわけです。だから大臣としては、その当事者にいたらずに圧力をかけるのではなく、当面、双方が自主交渉ができるような、そういう環境づくりのために労働大臣として努力すべきではないか。このことを二つ、まずお尋ねをしておきたい。

○藤井国務大臣 第一の点に、まずお答えをいたしますが、確かに浦井委員の御主張のような意見があることも私は承知いたしております。ただ、われわれ政府といたしましては、この厳しい経済環境のもとで、何よりも不況を脱出をしていく、そのためには思い切った財政政策をやって、公共事業を中心とした財政政策の運用によって不況から脱出していくという、こういうことによつて雇用の確保と同時に、大切な物価の安定ということとを環境整備として政府は全力を尽くす。労働大

臣としても、そのようなことについて十分配慮していく。物価の安定、雇用の確保、こういったことを考慮いたして今日にまいっておるわけでございます。

そのような考え方を前提として、賃金決定という問題は労使の自主的な交渉によって解決を付けてもらおう。そして、この公労協関係の場合には、どうしても当事者間で解決がつかない場合には、公労委の調停、あっせんによつて、この話し合いを付けてもらおう。どうしてもいけなない場合は仲裁裁定、これがルールではないか。これ以外に方法はないではないか。平和裏に問題を解決する場合には、これ以外に方法はない、こういう前提で取り組んでまいりまして、そうして、この十七日に有額回答を出してもらつたわけでございます。この有額回答の中身について、余りにも低過ぎるではないか、余りにも低位ではないか、確かに、そういう御意見があることも私は承知いたしておりますけれども、そのことが低位であるならば、それを堂々と調停の場において述べてもらい、ルールに従つて事情聴取に応じてもらい、これ以外に解決の方法はないではないか、こう私は考えるわけでございますから、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

同時にまた、七・二%予算計上しておる。その中において余りにも低過ぎるということとは誠意のない回答ではないか、これに対して労働大臣はどう思うか、こういうことでございます。

これも私は先ほどから御回答申し上げておりますように、あの当時、民間の回答の推移ということとを考えた時分に、私は民間準拠によつて誠意のある、ぎりぎりの線をひとつ回答として出してもいいというように提議しておきました。一応の回答が出たわけでございまして、あの回答は、政府としては、あの時点において誠意のある回答であるというふうに理解いたしておるわけでございまして、ここまで来ましてきょう今日、一刻も早く戦争状態をやめてもらつて、そうして、公労委の調停の場によつてもらつて、そしてストをや

めてもらふということ、これを私は国民の名において、ぜひお願いしたい、このように考えるわけでございます。

○浦井委員 大臣、繰り返しませんけれども、やはり経済政策の方向が私は間違つておると思うわけであります。

それから当面の問題としては、政府の側として、当事者によけいな圧力をかけずに、自主交渉ができるような場を、労働大臣として、その環境をつくっていくという方向で努力をすべきだということとを主張しておきたいと思ふわけです。

そこで労働組合法の一部改正の問題に入るわけでありまして、五十一年度の不当労働行為事件の、中労委と東京、大阪の地労委の処理件数並びに処理日数について、ちょっと数字を教えてくださいだいたいと思ひます。

○北川政府委員 まず五十一年度の係属不当労働行為件数ですが、中労委が三百二件でございます。東京地方労働委員会が四百十六件、大阪地労委が三百九十九件となっております。これに對しまして処理日数でございますが、これも平均でございますが、中労委の場合には六百三十七日、それから都労委の場合には六百十日、大阪地労委の場合には三百七十七日、以上でございます。

○浦井委員 処理日数の数字の提示があつたわけでありまして、中労委にしても地労委にしても一年から二年近くかかつておる。不当労働行為があつた、そこで労働組合の方がその申し立てをやる。ところが長い間、一年なり二年なり放置をされておるといふことは、これは当然救済の効果も少なくなるわけでありまして、やはり、これは是正しなければならぬと思ふわけでありまして、これは一体こういうふうな事件処理が長期化するような特別な理由はどこにあるかということですね。また今回の改正のように、委員の増員をすることによつて、どれだけ処理が促進をされるのか、この辺の見通しについて、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○北川政府委員 事件の処理が非常に長期にわたつておる原因はいろいろあるかと思ひますが、その代表的なことを申し上げますと、やはり件数が非常にふえておる。そのために、なかなか公益委員として処理がし切れないという点が第一点かと思ひます。

それから第二の原因としましては、事件の内容が大変複雑化してきておる。たとえば一つの企業の中に二つの組合が併存しておりまして、その差別待遇、昇進差別とか、あるいは、そういう待遇の差別について争いが多くて、これの立証が大変むずかしくなつておる。

それから第三点としましては、審査の手続が、本来、行政的救済ということとで簡易にということとが制度の目的でございまして、民事訴訟的に大変複雑、手数のかかるものになつておるというように、これは先ほど草川先生の御指摘にもございまして、日程等の調整がなかなかつかず、次の審査の日程を入れるのが一カ月とか二カ月も先になるというふうなこともあらうかと思ひます。

それからなお、これは見逃してはならないことは、処理日数が非常に長くなることの原因の中に、和解による解決のための日数が多い。一件和解で落ちますと、その和解にかかるのに三年ないし四年かかつておるといふようなものが落ちて、おのずと処理日数がふえるというふうな場合もございまして、このことは、和解によつて解決することとは、それ以上の紛争がない、最終的な解決であるという意味では、私たちは、ある程度時間がかかっても和解の意義は認めたいと思ひます。その点につきましては、処理日数がふえることがあつたとしても、その点を割り引いて考えるべきではないかと思ひます。

なお、これに対する対応として、委員を今回の場合のようにふやしていただければ、どのくらい促進するかというところにつきましては、これは制度の抜本的な改善を待たずして、委員の改善のみでは、やはりこれは遅々たるものであるというこ

とは私も否定ができない、こう考えております。

○浦井委員 きの方労働省の方のお話によれば順服の効果だ、委員の定数はそういうことだといふことであつたわけでありまして、この内容をもう少し細かく見ていきますと、先ほど労働政局長言われたんですが、都労委の五十一年度の四百十六件、この不当労働行為事件をみますと、その内訳は、前年度繰り越し二百八十七件で新規の申し立てが百二十九件、こういうことになつてゐるわけですね。そして一番分類して多いのは、やはり地公労関係六十四件であるわけでありまして、その残り三百五十二件のうちで、ずつと一覽をしてみると、かなり特定の企業に集中をしておるように思ふわけでありまして、

たとえば日本航空十二件、学研十二件、芝信用金庫八件、北辰電機七件、日産自動車四件、慶応病院四件、石川島播磨四件というようなかっこうで、これは七つ挙げましたわけでありまして、大体、特定のこれで一五%か一六%に當るわけでありまして。特に先ほどお話がありましたように、日本航空の場合には四十二年の五月に申し立てがあつて、いまだに処理ができておらないというやうな状況であるわけなんです。局長は果して増員だけではというお話であつたわけでありまして、けれどもどういふ形で労働委員会の改善をすれば、こういうやうな長引いた案件の処理が早くなるのかどうか、一意見をお聞きしたいと思います。

○北川政府委員 いま先生御指摘のように、特定の事業所の労使関係に関連して不当労働行為が集中的に発生してゐるという事案も見られます。したがらして私たちは、まず不当労働行為事案が発生しないやうに、その予防、防止、そのための労働教育を、労使、特に使用者に重点を置いて徹底をする、こういうことが不当労働行為事案の制度そのものと取り組むよりも、まず第一に取り組むべきことであらうと思ひます。

さらに、それでもかつ不当労働行為の絶滅を期することができませんので、出てきました場合に私たちとしては、今回のやうな委員定数の増

員のほかに、労働委員会がかねがねお願いをしてありますが、いままでの審査手続についての再検討あるいは運営のやり方についての改善等をお願いをいたしますとともに、やはり不当労働行為制度そのものについて、この際もう三十年もたちましたので御検討をいただいて、いまの時代に合ったやうな制度の見直しをやる必要がある、こう考えておられます。先ほど大橋先生の御質問にお答えしましたように、労使関係法研究会で、私たちが考えております問題点をほとんど網羅して挙げまして、でき得れば、この一年以内ぐらゐの間に何らかの御示唆をいただくようお願いをいたしておりますので、その結論がまとも次第、われわれとして、この成案を急ぎたい、こう考えております。

○浦井委員 この点について大臣にお伺いをしたいわけですが、こういうやうな特定企業に集中しておる問題、いま局長が言われたやうに労働委員会の機能の改善ということは必要でありますけれども、それだけでは解決ができない、もっと基礎的な問題、不当労働行為が頻発しやすいというやうな点にメスを入れなければならぬというふうには私は思ふわけなんです。大臣として、これはもう労働行政全般にかかわる問題でありますので、そういうやうな特定の企業に対する指導をもっと強化すべきではないかと思ふのですが、大臣どうですか。

○藤井国務大臣 これは私から申し上げるまでもないのですけれども、やはり労使関係というものは基本的に信頼関係というものが前提でなければならぬ。それがなかなか實際はむずかしいわけでごさいますけれども、特にまた不当労働行為の頻発しているというのには、関係法規に対する認識が十分でないという、こういう点もありますから、特に不当労働行為の頻発をしているやうな事業場に対しては、労働関係法規の周知徹底をひとつ図りたい、このやうに考えているわけでごさいます。法律の改正も、もちろん先ほどお答えをいたしましたやうに準備を進めておりますけれども、

幾ら法律ができて、それを知らない、また過ちを繰り返すことになりまして、現在の法規は法規としての周知徹底を図る、こういふことに努めてまいりたい、こう思ひます。

○浦井委員 法規の周知徹底だけでは私は労働省としては物足らぬと思ふわけでありまして、これはもう大体、札つきの企業というのは、おのずから専門家の方ではわかつておるわけでありまして、そこはひとつ、もっと強力な指導を私は労働大臣に要望しておきたいと思ふわけですね。

それから、もう一つの問題は、これも先ほどから議論になつておることに関連をするわけでありまして、けれども、不利益な取り扱ひ事案の大半は、そのもとでは、やはり労働基準法に違反をしたやうな問題であるわけですね。一つ例を申し上げてみますと、先日当委員会でも革新共同の田中美智子議員が質問をしたわけでありまして、先ほど多発企業の一つに挙げられておりました北辰電機、こゝで最近、労災職業病に認定されておる人を首を切る、基準法十九条の違反であります。そういうことで基準監督署が事前に指導をしたにもかかわらず、なお解雇を強行しておるといふやうな事案があるわけでありまして、だから、これは先ほど言われておつたやうに、会社、企業の方が法に違反をしておるといふことを承知の上で、あえて解雇をして、それで労働委員会に持ちこむ。さらには裁判所にも持ちこむというやうなかつこうになると、だれが何と言おうとも、これは長期にわたつて労働者いじめをしておるといふことになるわけでありまして、だから私は、ひとつ大臣と局長に最後にお願いをしたいのでありますけれども、こういうやうな労働者に不利益になるやうな不当なやり方を起こさせないやうな、そういう指導を強く要望したいと思ふのですが、どうですか。

○北川政府委員 北辰電機事案につきましても、労働基準局の方で基準法十九条違反の疑いが強いといふことで強い指導を現にやつておるやうでごさいます。まだ、それ以外の例につきましても、法を正面から無視をして不当に労働者の利益

を侵害するといふやうなおそれがあるときには、われわれとしても十分なる行政指導をして、そういうことが防止できるように下部行政機関にも、その点の趣旨の徹底をいたし、労働者が、そういう不明な使用者のために不幸な事態に遭わないうやうに最大限の努力をいたしたいと思ひます。

○藤井国務大臣 局長のお答えしたとおりであります。

○浦井委員 時間が来たやうでありますからやめますけれども、最後に、公益委員の方々が中労委あるいは東京、大阪などの地労委なんかでは特にひどい労働強化に陥つておられるといふやうに、私、聞くわけでありまして、その実情と、それに対する改善策をお聞きしたいと思います。

○北川政府委員 労働委員会の特に公益委員の先生方は、ほかに、たとえば大学教授とか弁護士さんとか、そういう非常に多忙な職務を持ちながら、労働委員会に週二回、多いときには週に三回も御出勤いただいて、しかも内容が大変むずかしい事案を取り扱つていただいておりますので、まず、その処遇改善については最大限の努力をいたしておるところであります。現状で申し上げますと、中労委の会長さんにつきましては日額一万九千六百円。普通の委員さんにつきましては日額一万七千七百円。東京の場合、例を挙げますと、会長の場合には月額二十六万円、公益委員月額二十三万円、労働委員は月額二十万円、こういう報酬を差し上げておるわけでありまして、しかし、職務の内容からいまして、このやうな報酬で十分とは決して考えておりませんので、私たちは、非常勤の国家公務員の最高限の処遇といふことで従来の慣行をいたしておりますが、さらに、その改善につきましても十分大臣にもお願いをいたしまして、予算折衝上、成果が上がるやうに努力をいたしたいと思ひます。

○浦井委員 これで終わりますが、最後に大臣に、冒頭の要望を、もう一度繰り返しておきたいと思ふのです。いまの公労協の人たちの生活実態から

見て、私は、むしろさやか過ぎるぐらいの要求だと思つてありまして、労働大臣として、そういう人たちのために最大の努力をしていただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

○木野委員長 次に、和田耕作者。

○和田(耕)委員 私は、この法案、労働委員会を増員して拡充するという点については賛成でありますので、質問を差し控えようと思つておりましたけれども、現在の公労協のストの事態に對しまして民社党の考え方を申し上げて、そして労働大臣のお答えをいただきたいと思ひまして、五分間の時間をいただきまして御質問申し上げます。

昨夜、民社党は東京、札幌、仙台、大阪、福岡、金沢と、全国各地で公労協の違法ストに対する強い抗議の集会を持ったのでございます。

第一点は、違法のストを一月も前から公然と公表して、そして現に実行に移つてゐるわけですけれども、こういう事態を政府は、現在の成田事件等に見られる重大な違法の事犯等に照らしまして、もっと重大な関心を持ってもらわなければならぬというところが一点です。

第二点は、労働組合は、自分の主張を貫徹するために、労働者の生活を守るために、万やむを得ないときには、仮に違法であつてもストライキをやらざるを得ないというのは、古今東西どの国でもやつてゐることでありまして、もし、そういうことであれば、あえて私どもは反対はしないつもりでございます。しかし、現在の公労協の立場を考えますと、十分その力を持ち、十分自分の意思を発表し、そして、これを貫徹できるような力を持ち、機会を持つておるにもかかわらず、いまのような違法ストをするということについては、いまがまんならない。この問題をぜひとも公労協の諸君は深く反省をしてもらいたいと強く願つておるわけなんです。しかも、違法と知りながら、あえてやつておるわけですから、処分を恐れるということではないと思ひます。そういうことは明らかに思ひます。ことだし、みみっちい。そういう態度はないと思ひておりますけれども、違法の事実に対して、政府

は嚴重な処分をする必要があると考へておるわけなんです。

この三点を特に、全国各地で国民大衆に向かつて、委員長以下、私も出ましたが、訴えたわけなんです。こういうふうな主張に對して労働大臣はどういうふうにお考へになるのか、一言お答えいただきたいと思ひます。

○藤井國務大臣 時節柄、大変重大な問題に對して、きわめて筋の通つた適切な御意見を承つたと承知いたしております。

私は、この機会に申し上げますが、いま、お尋ねの公共企業体職員の職務の特殊性と公共性に立脚して、ひとつこの際、法律で禁じられた違法なストライキはたゞどこに中止してもらいたいと、再三要請をしたのでございまして、ところが有額回答の金額が少な過ぎるということ、あるいはまた七・二％予算で一応計上してあるではないかということ、そういうことをたてまえに、あくまでも、われわれの要請にこたへていただけない。同時にまた、ここまで来て、やはり制度のたてまえ上、公労委があるわけですから、やはり公正な第三者機関である公労委において主張すべきものは主張してもらつて、そして最終決着を平和裏に片づけてもらつて、国民の足を奪うこともなく、不況の長続き、そして雇用の不安に悩んでゐるこの現状を十二分に認識をして、私は、良識ある対応をしてもらいたいということで努力をしてまいりました。(労働大臣も良識を持って対処しなさいかぬよ)と呼び、その他発言する者多し。高度成長から、われわれの経済社会はすっかり、さま変わりしておるというこの現状認識に立てば、おのずから共通の土俵があるはずだ、見つけてもらいたい、こういうふうには話したわけでございます。私はこの際、いろいろ御意見が不規則発言で出ておりますから、もう一遍、念のため、きのう労働大臣談話で発表いたしました要點だけを、ちよつと中身をひとつ繰返してお聞き取りをお願いしたいと思います。

公共企業体等の職員は、その地位の特殊性と

職務の公共性にかんがみ、法律により一切の争議行為が禁止され、その代りに公労委による調停・仲裁の制度が設けられており、現に公労委において調停手続が進められてゐるところである。このような段階において法の定めるルールを無視して調停に應ぜず、あらかじめ一方的に定めたスケジュールのままに、再び違法なストライキを強行して自己の要求の貫徹を図らうとするのは、労働組合運動の本来のあり方を逸脱するものではないかと思ひます。

予定されてゐるような大規模かつ違法なストライキが行われることになれば、国民生活、国民経済に大きな混乱をひきおこすことは必至であり、特に現下の厳しい経済及び雇用の情勢の下においては、国民世論を完全に無視した独善であるといわれてもやむを得ない。

関係組合及び組合員諸君が良識をもつて直ちに違法なストライキの計画を中止するよう重ねて強く要請するとともに嚴重に警告する。

嚴重に警告するということとは、そういう違法なストをしたら嚴重に処分せざるを得ない。このようになことに對して、労働大臣は、労働者の福祉の向上と生活を守るという労働大臣としては、まことに遺憾さまりない事態である、私は心では泣いておる、こういうことであります。

○和田(耕)委員 その御答弁は、私も賛成をいたします。必ず実行していただきたいと思ひます。終わります。

○木野委員長 これにて本案に對する質疑は終了いたしました。

○木野委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

労働組合法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木野委員長 この際、越智伊平君、森井忠良君、大橋敏雄君、和田耕作者、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に對し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。越智伊平君、越智(伊)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

労働組合法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、最近の労働委員会における不当労働行為事件の増加、事案の内容の複雑化等にかんがみ、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 労働委員会の機能の十全な發揮を期するため、審査手続のあり方の検討、円滑な労働慣行の醸成等事件処理の促進について十分配慮すること。

一 労働委員会委員の処遇の改善及び各労働委員会の管轄区域の実情に應じた事務局の整備、拡充に努めること。

一 不当労働行為等事件数の減少を図るため、行政指導及び啓蒙に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○木野委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よつて、本案については越智伊平君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

すので、これを許します。藤井労働大臣。

○藤井国務大臣 たいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしましたして善処してまいる所存でございます。(拍手)

○木野委員長 なお、たいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕